

古今の字體の變遷を述べたり。

釋義

〔糾繞〕セキウ 曲りくねる。糾は紛糾の糾なり。

〔蟠屈〕セツク わだかまりかどむ。蟠は、說文、「鼠姑也」。(わらじむし) 假りて般となす。廣雅、釋詁、「蟠、曲也」。漢書、鄧陽傳、「蟠木根柢」。註云、「屈曲之木」。

〔𧈧𧈧〕タツタツ おたまじやくし。蛙の子。

〔周宣王〕 周第十一代の天子。名は靖。厲王の子。在位四十六年。(西暦前八三〇—前七九)

〔太史籀〕 太史は官名、籀は名。周の宣王の史官にて、史籀十五篇を著せりといふ。

〔篆書〕シアン 字の一體。篆は、說文、「引用書也」。段玉裁曰、

「引用書引筆而署於竹帛」也。

〔秦丞相李斯等〕 李斯、倉頡一篇を作り、車府令趙高、爰歷六章を作り、太史令胡母敬、博學七章を作る。

〔程邈〕ハイ 下杜（今の陝西省に在り）の人。程邈の作れる隸書は秦隸または左書（篆の及ばざる所を佐助する意）と呼ぶ。

〔施ニ之徒隸〕 人の配下に従ふ従僕の類に使用せしむ。〔簡捷〕セカン 手輕にてすばやし。捷は、小爾雅、廣詁、「疾也」。廣雅、釋言、「亟也」。

〔璽〕タツ しるし。說文、「王者印也」。蔡邕、獨斷、「秦以來、天子獨以印稱璽」。

教授上の注意

文字の構造に就きては特に十分なる説明をなし、生徒をして文字に對する興味を喚起せしめられたし。文字の構造に就きては、許慎の說文解字（段玉裁の註最も可なり）を参考とするを便とする。

五二 漢武之内治外征

目的

漢の武帝の儒學興隆と武威塞外發揚との一斑を知らしめんと欲す。

(一) 大興儒學

十八史略

名は徹。在位五十四年。(西暦前一四一—前八七)

〔直言極諫〕チヨクケン 憄らず言ひ、手強く諫む。賢良方正直言極諫の士を擧ぐることは文帝二年(西暦前一七〇) に始まる。漢書、文帝紀、「舉賢良方正、能直言極諫者、以匡朕之不逮」。

〔策問〕ザク 簡策に試問の題を書して問ふを策問といひ、其の答案を對策といふ。

〔廣川〕 今河北省冀州強縣の東に在り。

〔董仲舒〕 廣川の人。少き時より春秋を修め、公羊傳に通じ、景帝の時博士となる。武帝の時賢良を以て對策し江都の相となりしが、中頃廢せられて中大夫となる。時に災異を言へるを以て獄に下されしが、尋いで赦さる。

後、膠西王の相となりしが、病を以て官を辭し家居せるも、朝廷大議あれば、常に使を遣はし其の家に就きて之を問はしむ。年老いて家に歿す。(西暦前一七九頃—前八九頃)

武帝の儒學を興して思想を統一せしことを述べたり。

要旨

〔漢武〕 前漢の第七代の天子武帝をいふ。景帝の第九子。

漢武之内治外征 (一)

一九三

漢書、藝文志、儒家類に、董仲舒百二十三篇を載す。

〔奸〕カン 説文、「犯也。」

〔王道終〕 王道の完成するをいふ。終は極なり。

〔琴瑟〕キン こと。瑟は大琴なり。

〔理〕ヲサム 治なり。説文、「治玉也。」廣雅、釋詁、「理、

治也。」

〔春秋大ニ一統〕 春秋の書は諸侯の皆天子に一統せらるべきを明らかにす。之を假りて學問の儒教に一統せらるべきをいふ。漢書、師古註云、「一統者萬物之統、皆歸於一也。春秋公羊傳、隱公元年春王正月、何言乎王正月、大ニ一統也。此言諸侯皆繫統天子、不得自專也。」

〔通誼〕キツウ 通義といふに同じ。世間一般の人の履行すべき道をいふ。誼は、説文、「人所宜也。」

〔師異レ道〕 漢初にては、儒家の外、道家・陰陽家・法家などの諸子の學を奉ぜるもの猶多し。

〔以爲〕オモヘラク おもふの意。

〔六藝〕 六經をいふ。易・詩・書・禮・樂・春秋これなり。(樂經は秦の燔書に亡ぶ。)但し古くは六藝とは六種の藝術をい

の時また賢良を以て徵さる。

〔仄レ目〕ソバタツ 正視せず、恐るゝをいふ。仄は音ソク。

〔事レ之〕 史記は視・固に作る。顏師古曰、「言深憚レ之。」

〔正學〕 六藝の科並びに孔子の術をいふ。

〔曲學以阿レ世〕ヨリオモカセツテ 邪曲の學問を修め世におもねるをいふ。阿は、おもねると訓す。曲學とは、こゝにては儒家以外の諸子即ち道家・法家などをいふ。

〔惠帝〕 前漢の第二代の天子。高祖の子。名は盈。在位七年。(西暦前一九四—前一八六)

〔挾書之禁〕ノケフシヨ 秦の始皇帝の定めし、書物を藏することを禁ぜる法律。惠帝の四年之を除く。

〔文帝〕 前漢の第五代の天子。高祖の子。名は恆。(西暦前二九一前二三七)文帝の時に至り初めて賢良方正の士を擧ぐ。

〔兒寛〕ゲイ また倪寛とも書く。千乘(今の山東省に在り)

の人。業を孔安國に受く。溫良にして廉知、善く文を屬す。武帝の時御史大夫となる。(西暦前二〇三)

〔飾ニ吏事〕 政務を肅正するをいふ。飾は、説文、「刷也。」また假りて敕となす。敕は、小爾雅、廣言、「正也。」

ふ。周禮、保氏、「養國子以道。乃教之六藝。」一曰五禮、二曰六樂、三曰五射、四曰五馴、五曰六書、六曰九數。

〔江都〕 今の江蘇省江都縣の西南に在り。當時の江都王は、名は易。景帝の子、武帝の兄なり。

〔菑川〕ゼン 今の大連省壽光縣に在り。

〔公孫弘〕 菑川薛の人。字は季。家貧にして豕を海上に牧す。年四十餘にして春秋雜說を學び、公羊傳に通す。

元光中詔して文學を徵す。弘對策して第一に擢てられ博士となる。元朔中丞相となり、平津侯に封ぜらる。元狩二年歿す。年八十。(西暦前一〇一—前一三)

〔和ニ合於下〕 合とは上と德を合するをいふ。

〔待詔〕 才伎を以て徵され、未だ正官に任せざるをいふ。

〔金馬門〕キンバ 二説あり。如淳曰、「武帝時、相馬者東門京作銅馬法獻之、立馬於魯班門外、更名魯班門爲金馬門。」三輔黃圖、「金馬門宦者署、武帝得大宛馬、以銅鑄像、立于署門、因以爲名。」

〔輶固〕ヨジン 齊の人。詩を修め齊詩に通じ、景帝の時博士となる。後、清河の太傅となりしが疾を以て歸る。武帝に至る。(西暦前一五六—前一七九)

〔表章〕 あらはし明らかにす。漢書、武帝紀、「罷黜百家、古文尙書の家を起せり。武帝の博士となり、臨淮の太守に至る。」(西暦前一五六—前一七九)

〔表章六經〕

(二) 衛青擊匈奴
那珂通世

作者

〔那珂通世〕 第十六課參照。

要旨

武帝が衛青及び霍去病を遣はして匈奴を擊ちしことを述べたり。

〔衛青〕 平陽（今の山西省に在り）の人。字は仲卿、本姓は鄭。同母姉衛子夫の武帝に幸せらるゝを得たるを以て太中大夫となる。元光中匈奴を撃ちて功あり、長平侯に封ぜらる。更に元朔中匈奴を撃ちて功あり、大將軍となる。元封中大司馬を以て歿す。（西暦前一二〇年）

〔匈奴〕^{トキワ} 北狄の一族。秦漢の時最も盛にして、今内外蒙古の地を領す。後南北に分れ、北匈奴は後漢の竇憲の爲に破られて遠く西方に走れり。

〔四表〕 四方のそと。書、堯典、「光被四表、格于上下。」孔傳云、「其名聞充溢四外。」

〔大行〕 通譯を掌る官。漢書、百官志、「典客。秦官、掌諸歸義蠻夷、有丞。景帝中六年、更名大行令。」

〔王恢〕^{カワイ} 武帝の臣。

〔馬邑〕 今の山西省朔縣の西北にあたる。

〔使・開誘・匈奴單于・云云〕 漢書、匈奴列傳、「武帝即位、明和親約束、厚遇關市、餉給之。匈奴自單于以下皆親漢、往來長城下。漢使馬邑人聶翁壹、閭闈出物與匈奴交易、陽爲賣馬邑城、以誘單于。單于信之、而貪

〔將才〕 將軍たる才能。

〔朔方郡〕 今の内蒙古の鄂爾多斯。

〔右賢王〕 匈奴單于の下に左右賢王を置く。分地あり、最も大となす。

〔元朔五年〕 西暦前一二四年。

〔六將軍〕 衛尉蘇建、遊擊將軍となり、左内史李沮、彊弩將軍となり、太僕公孫賀、騎將軍となり、代相李蔡、輕車將軍となり、大行李息及び岸頭侯張次公、將軍となる。

〔霍去病〕^{ハクキヨ} 平陽（今の山西省に在り）の人。衛青の弟子。武帝の朝、嫖姚校尉となり、凡そ六たび出でて匈奴を伐つ。驃騎將軍となり、冠軍侯に封ぜられ、大司馬を加へらる。元狩六年（西暦前一二〇年）歿す。

〔驃騎將軍〕 將軍の名稱。漢の武帝の時に始まる。去病の驃騎將軍となれるは元狩二年なり。（武帝紀二年とし、百官表三年とす）

〔元狩四年〕 西暦前一一九年。

〔絶・大漠〕^{タバカルカ} 大漠は大沙漠、絶は、わたる、横断するなり。廣雅、釋詁、「絶、渡也。海内東經、濟水絕鉅

馬邑財物、迺以三十萬騎入武州塞。漢伏兵三十餘萬馬邑旁御史大夫韓安國爲護軍將軍、護四將軍、以伏單于。單于既入漢塞、未至馬邑百餘里、見畜布野而無人牧者、怪之、乃攻亭。時雁門尉史行徵見寇、保此亭。單于得、欲刺之。尉史知漢謀、迺下且告單于。單于大驚、曰、吾固疑之。迺引兵還出。曰、吾得尉史天也。以尉史爲天王。漢兵約單于入馬邑而縱兵、單于不至、以故無所得。將軍王恢部出代、擊胡輜重。聞單于還兵多、不敢出。漢以恢本建造兵謀而不進、誅恢。自是後匈奴絕和親、攻當路塞、往往入盜於邊、不可勝數。」

〔單于〕^{カゼン} 匈奴の君長。漢書、匈奴列傳、「單于、姓擣鞮氏。其國稱之曰擣犁孤塗單于。匈奴謂天爲擣犁、謂子爲孤塗。單于者、廣大之貌也。言其象天單于然。」

〔上谷〕 今の河北省宣化附近の地なり。

〔車騎將軍〕 將軍の名稱。文帝の時に始まる。（漢書、百官表によれば文帝に始まるも、灌嬰傳によれば、高祖の五年灌嬰車騎將軍となれり）

〔本〕^{モト} 元來。

〔鹿〕^{カシラカス} 許云、「猶截渡也。」

〔封〕 封禪の祭を行ふをいふ。封とは、土を盛り壇を作り、天を祭り天の功に報ゆるをいひ、禪とは、地を切りひらき地の功に報ゆるをいふ。

〔狼居胥山〕^{ラウザン} 外蒙古の喀爾喀の地に在り。（支那通史自註）一名を狼山といふ。

〔漠南〕 大漠の南、即ち内蒙古。

〔元封元年〕 西暦前一一〇年。

〔單于臺〕 通鑑、胡註云、「杜佑云、單于臺在雲州雲中縣西北百餘里。」（唐の雲中縣は今の山西省大同縣にあたる）支那通史自註云、「蓋在内蒙古歸化城土默特界內。」

〔烏維〕^{ウキ} 伊稚斜單于の子。元鼎三年立ち、元封六年歿す。（西暦前一二一前二五）

〔誓〕^{オソル} 晋書、「晋セフ。憎に同じ。文選註引說文曰、「失氣也。羽獵賦、「竦響怖。」註云、「恐懼也。」

〔三〕 張菴使西域 那珂通世

作者

〔那珂通世〕 第十六課参照。

要旨

武帝の時に始めて西域諸國と交通せることを述べたり。

釋義

〔張騫〕^{チヤウ} 漢中（今の陝西省に在り）の人。字は子文。外交家。建元中に郎となり、薦募して月氏に使す。留めらること十餘歳、遂に亡げて歸り、大中大夫となる。大將軍に從ひて匈奴を擊ち、博望侯に封ぜらる。後、事ありて庶人となりしが、中郎將となり、西域に使し、始めて漢に通ぜしむ。還りて大行となり、歲餘にして歿す。

（西暦前二三頃）

〔西域〕^{セイキ} 敦煌（甘肅省に在り）より以西、中央亞細亞・印度地方をいふ。

〔月氏〕 突厥種の一派。其の建てたる國を大月氏國と稱す。其の族始め甘肃省の西境に居りしも、匈奴に破られて西走し、阿母河に至り大夏を臣服し、河北に都し、大

稱して「拔克特利」となす。即ち今の阿富汗北部の地なり。

〔安息〕 今波斯。古代波斯地方の王國。其の名は建國の王阿息克而來による。西史稱して怕提亞國とす。嘗て波斯全部を統轄し、亞美尼亞・美索不達米亞を兼有せり。

〔身毒〕 天竺に同じ。今印度なり。

〔度〕^{ハカル} 禮記、王制、「度」地居民。釋文、「量也」。禮記、少儀、「不度民械」。釋文、「計也」。爾雅、釋詁、「度、謀也」。

〔蜀〕 今四川省に在り。秦、蜀郡を置く。漢これによる。

〔滇國〕^{チン} 今雲南省に在り。漢の武帝の時に滇王を降し、益州郡を置く。

〔昆邪王〕 昆邪は匈奴の屬王の號。今甘肅は漢初昆邪王の地。昆邪王の降れるは武帝元狩二年。（西暦前二年）

〔自河以西〕 黃河上流の以西をいふ。

〔鹽澤〕 今新疆省の羅布泊（ロブノル）湖。

〔胡人〕 胡は胡虜、即ち北狄の稱。秦漢の時、匈奴最も強し。稱する所の胡虜とは皆匈奴を指していふ。

〔烏孫〕 今新疆省伊犁河の流域。

〔怕提亞〕^{バカル} 即ち安息、今波斯なり。

月氏といふ。大月氏強盛なりし時は、印度恒河の流域、克什米爾・阿富汗及び葱嶺東西の地を奄有せり。

〔拔克特利〕^{バクト} 今アフガニスタンの北境にあたり、漢史には之を大夏といふ。

〔武帝遣張騫〕 建元三年。（西暦前二八）

〔徑〕^ジ 徑は、說文、「步道也」。字或は逕に作り、或は徑に作る。僖公二十五年左傳、「趙衰以壘塗従徑」。註云、「猶行也」。廣雅、釋詁、「徑、過也」。

〔葱嶺〕^{ソウ} 新疆省の南西バミール高原を中心とする諸山の汎稱。西河舊事、「葱嶺在敦煌西八千里。其山高大、上悉生葱、故名」。

〔大宛〕 今コウカンド（浩罕）、タシュカンド（塔什干）などの地なり。

〔康居〕 今サマルカンド（撒麻兒干）以北なり。

〔大月氏〕 今ブツカラ（布哈喇）の東南境なり。

〔留歲餘逃歸〕 元朔三年。（西暦前二年）（王先謙の説による。）

〔大夏〕 希臘人の建つる所、阿母河の南に在り。もと大君長なく、兵弱く、戰を畏る。後、月氏に臣となる。西史

教授上の注意

此の課に於て、秦の始皇が儒學を抑壓せし後を承けて、漢の諸帝が文化の復興を企圖し、武帝の世に至りて儒教隆盛を極むるに至りし次第とその後世に及ぼせる影響とを説明せられたし。

五三 蘇武守節

漢書

引用書

〔漢書〕 第五十課參照。

目的

武帝の外征に關係する蘇武の逸事を敍して、その志操を學ぶ所あらしめんと欲す。

要旨

蘇武匈奴に使し節を守りて屈せざりしことを述べたり。

釋義

〔杜陵〕 今の陝西省に在り。漢書、地理志、杜陵註云、「古杜伯國、漢宣帝葬此、因曰杜陵」在長安南五十里。」

〔校尉〕 官名。漢の武帝、城門校尉・司隸校尉などの官を

置く。屯兵を掌る、其の秩皆二千石。

〔平陵〕 漢の昭帝の陵あり。因つて以て縣となす。故城は今陝西省咸陽縣の西北に在り。

〔蘇武〕 年八十餘、神爵二年病歿す。(西暦前102) 王先謙いふ、「武、匈奴に使せる時、年方に四十」と。

〔以父任爲郎〕 漢制、二千石以上は子弟一人を任じて郎となすことを得。郎は官名。秦漢の郎官はもと直宿の衛なり。單に役人と解して可なり。

〔廄監〕 廄は、うまや。監はその官を監するなり、即ちうまやの監督官。漢書は稍遷至移中廄監に作る。

〔天漢元年〕 武帝即位の四十一年。(西暦前102)

〔且鞮侯單于〕 乌維單于—兒單于(烏維の子)—句黎單于(烏維單于の弟)—且鞮單于(句黎單于の弟)

〔中郎將〕 官名。三署郎即ち五官署・左署・右署を領し、位、將軍に亞ぐ。

〔節〕 施牛の尾を編みて作れる使臣又は大將の符信。後漢書、光武紀註云、「以竹爲之、柄長八尺、以施牛尾爲。

其施三重。節は、說文「竹約也」假りて符印の印となす。印は、說文「瑞信也」。

〔幽々武〕 幽は囚なり、一室に閉ぢこむるをいふ。史記、太史公自序、「幽々於縲紲。」

〔欲降之〕 蘇武匈奴に至りし時、織主と虞常の謀反あり。會、副中郎將張勝嘗て漢に於て虞常と相知れり。因つて坐して捕へらる。武、節を屈し命を辱しめんことを恥ちて自殺せんとせしも果さず。單于その節を壯として之を降さんとせるなり。

〔大窖〕 大なる空庫。師古曰、「舊米粟之窖而空者也。」窖は、說文「地藏也」。史記、貨殖傳、「任氏獨窖倉粟。」集解云、「穿地以藏也。」

〔雨〕 フラス 雨を下すを雨といふ。凡そ上より下すを皆雨といふ。詩經、大田、「雨我公田、遂及我私。」

〔旃毛〕 セン 毛織物の毛。旃は氈に通す、毛を蹂みて片を成せるを氈といふ。

〔麋食〕 シヨク 官より給する糧食。師古曰、「無人給飲之。」麋は稟に通す。稟は、說文「賜穀也」。漢書、文帝紀、「今聞、吏稟當受鬻者、或以陳稟。」註云「給也。」

〔掘野鼠〕 云々 一説に掘野鼠春草實と讀む。蘇林曰、「取鼠所去草實而食之。」また通す。いま張晏の説に從ふ。張晏曰、「取鼠及草實并而食之。」劉放曰、「今北方野鼠之類甚多、皆可食也。武掘野鼠得即食之。其草食乃頗去藏耳。」(草食の食は實の誤ならん)

〔弆〕 ラサム 晉キヨ。漢書は去に作る。師古註云、「謂藏之也。」弆・去を訓じて藏となすはム(キヨ)の假借なり。ムは、說文「盧、飯器、以柳作之、象形。」或はいふ、肱の假借、肱は火藏の意と。また通す。

〔李陵〕 龍西成紀(今甘肅省に在り)の人。字は小卿。前漢

の武帝の時將軍となり、步兵五千を將めて匈奴と戰ひ、力盡きて降る。單于、陵を壯としてその女を妻はし、右校王とせり。匈奴に留ること二十餘年、元平元年歿す。

（西暦前元）

〔侍中〕 加官。禁中に入る事を得。應劭曰、「入侍天子、故曰『侍中』」。

〔人生如朝露〕 師古曰、「朝露見日則晞乾、人命短促亦如之」。

〔驪〕^{タクシ} 飲食をいふ。驪は、說文、「馬名」。假りて歎なす。歎は、說文、「喜樂也」。禮記、曲禮、「君子不盡人之歎。」註云、「謂飲食。」

〔効〕^{イタス} 致なり。

〔雪袴〕^{ケンボス} 紗は、えり。雪は、音テン。說文、「濡也」。

〔昭帝〕 前漢の第八代の天子。名は弗陵。武帝の子。在位十三年。（西暦前六一前七）

〔漢使者云云〕 漢書、「後漢使復至匈奴。常惠（蘇武と同行し、同じく捕へられし人）請其守者與俱、得夜見漢使、具自陳道、教使者謂單于言。天子射上林中、得雁

足有係帛書、言武等在某澤中、使者大喜、如惠語、以讓單于。」

〔上林〕 國都長安附近に在る官林。

〔荒澤〕 漢書は某澤に作る。王念孫曰、「某澤二字、文義不明。某當爲荒字之誤也。荒澤即上文所云北海上無人處也。凡塞外大澤通謂之海、海邊無人之地、故曰荒澤中。」いま王念孫の説に従ふ。

〔始元六年〕 西暦前八一年。

〔太牢〕^{タウ} 牛・羊・豕の牲を合せ具へたる饗食。王先謙曰、「胡註引程大昌演繁露曰、牛羊豕具爲太牢、有羊豕而無牛則爲少牢。今人獨以太牢名牛失之矣。」

〔園廟〕 みさきにあるおたまや。本文に國廟とあるは誤なり。

〔典屬國〕 蟻夷の事を掌る官。漢書、百官表、「典屬國、秦官、掌蠻夷降者。」この官を以て武に命ぜるは、武久しく匈奴にありて外夷の事に習へるが故なり。

〔須髮〕^{シユ} あごひげと髪。須は鬚に同じ。

五四 蘇武

李 白

界より零ち来る露水を飲み、飢ゑては天上より降り来る雪を餐ひて命を繋げり。

〔月窟水〕 月窟は月の世界なり。摯虞賦、「擾鬱於月窟兮、詰祖娥於蓐收。」

〔東還四句〕 その放たれて漢に歸るや、遙かに沙漠邊塞の道路の遠きを思ひ、北海のほとり河梁の上に李陵と別れを惜み、李陵の衣を把りて泣けば、涙は盡き血の出づるほどなりき。

〔河梁〕 河にかけられし橋。蘇武の故事により親友の離別を河梁別といふ。

〔蘇武四句〕 蘇武の匈奴に抑留せらるゝや、十九年の長き間漢の節をして下らす。適、上林苑の方向に飛ぶ白雁を見付けて、もしやと一通の書信を託せり。

〔牧羊四句〕 蘇武の匈奴にあるや、邊境に羊を牧してあらゆる辛酸を嘗め、西に沈む日を眺めては落膽の餘り歸る望も絶えたる心地なりしが、而もなほ渴しては月の世

蘇武・李陵相別るゝ時の詩各一首を擧ぐ。

蘇武與李陵詩（文選卷二十九）

黃鵠一遠別、千里顧徘徊、胡馬失其羣、思心常依依、何況

雙飛龍、羽翼臨當乖、幸有絃歌曲、可以喻中懷、請爲游子吟、泠泠一何悲、絲竹厲清聲、慷慨有餘哀、長歌正激烈、中心怡以撰、欲展清商曲、念子不能歸、俛仰內傷心、淚下不可揮、願爲雙黃鵠、送子俱遠飛。

李陵與蘇武詩（文選卷二十九）

攜手上河梁、游子暮何之、徘徊蹊路側、悵悵不能辭、行人難久留、各言長相思、安知非日月、弦望自有時、努力崇明德、皓首以爲期。

五五 光武皇帝

十八史略

引用書

〔十八史略〕第六課參照。

目的

光武皇帝の漢室復興の大業を記し、特に其の文治に意を用ひて東漢教化の盛を致せし基を開きしことを示さんと欲す。

(一) 劉秀起兵

要旨

劉秀が兄縡と共に時運に乗じて兵を起せしまでの概略を述べたり。

釋義

〔蔡少公〕傳記未考。

〔光武皇帝〕姓は劉、名は秀、字は文叔。後漢の第一代の天子。在位三十三年。（西暦三一五七）

〔東漢〕即ち後漢。前漢は長安に都せしにより之を西漢といひ、後漢は洛陽に都せしにより之を東漢と稱す。

〔長沙〕今の湖南省に在り。

〔定王發〕景帝の第十子。

〔春陵〕リョウ 今の湖北省棗陽縣の東。此の地方一帯を南陽といふ。

〔隆準〕第四十一課參照。

〔日角〕額の骨隆起して日の如きをいふ。天子の相なり。

〔尚書〕即ち書經。孔子の編纂せるものにして、上は堯より下は秦に至るまでの典・謨・誓・命などを載す。もと百篇ありしといふも、今は孔安國傳古文尚書五十八篇を存するに過ぎず。

〔圖識〕^{トク} 未来記。圖は河圖・洛書の類、識は讖緯、總じて占驗の書なり。識は、說文、「驗也」。徐曰、「凡讖緯皆言之將來之驗也。」

〔劉秀〕 劉向の子歎、名を秀と改む。字は子駿。父の後を繼ぎ宮中の祕書を校して七略を作る。王莽の國師たり。嘉新公に封ぜられ、西暦二三年歿す。

〔大節〕 志操の大なるをいふ。

〔憤憤〕 心の平かならざる貌。また憤る貌。

〔欲復社稷〕 王莽が國家を奪ひたるにより、今一度漢劉の王室を恢復せんと欲せるなり。社稷は國家。社は土の神、稷は穀の神。國家は土穀に資りて人を養ふが故に之を祀る。

〔傾身〕 身を打込む。傾は傾注の意。

〔新市〕 後漢の侯國。故城は今の湖北省京山縣の東北に在り。

〔平林〕 今のが湖北省北隨縣に在り。

〔伯升殺我〕 伯升必ず戦に敗れて我々をして死せしめんとの意なり。伯升は劉演の字。

昆陽の戰に於ける劉秀の大勝を述べたり。
（二）昆陽之戰

要旨

釋義

〔絳衣大冠〕^{カウイ} 將軍の衣冠なり。絳は赤色。大冠は武冠なり。東觀記、「上時絳衣大冠。將軍服也。」
〔下江〕 今のが貴州省鎮遠縣に在り。

〔王常〕 後漢舞陽の人。字は顚鄉。光武の時、功を累ね、横野將軍を拜し、山桑侯に封ぜらる。

〔憚其威明〕 劉縝の威光と聰明とを忌憚する。

〔更始〕 漢の宗室劉玄、字は聖公。諸侯に推されて帝位に即き、更始將軍と號す。在位二年にして赤眉の爲に殺さる。光武詔して淮南王に封す。

〔大司徒〕 周の時六卿の一たり。禮教を以て民を導くことを掌る官。漢は丞相（宰相）を改めて大司徒となし、大司馬・大司空と共に三公に列す。のち大の字を去る。

爲旗

〔斬首數十級〕 級は斬首を數ふる助數詞。秦法に斬首一なれば爵一級を賜ふ。因りて斬首を謂ひて級となす。

〔敢死者〕 必死の者、即ち敢て致死者なり。

〔中堅〕 大將の居る本陣。中軍は大將の居る所にして尤も堅固なるが故にいふ。

〔乘銳〕 尋・邑の兵の退きたるに乘するをいふ。乘は、つけこむ。

〔股戰〕^{セイ} おそれて足わなく。股栗に同じ。戰は頗なり。漢書、「股戰而栗」。註云、「懼之甚也。」

〔滍川〕^{セシ} 今沙河といふ。河南省に在り。源を魯山縣の西の吳大嶺に發し、東南に流れて襄城縣に至り、汝水と會し、又東して穎河に入る。

〔響應〕 響の聲に應するが如く速かに應じて來り從ふ。

〔牧守〕 州牧郡守。即ち地方長官をいふ。

〔漢年號〕 更始。劉玄の年號。（西暦三一四）

〔旬月〕 十日乃至一箇月。短日月なるをいふ。

何れも大將の立つるものなり。周禮、「析羽爲旌、熊虎」
〔旌旗〕 旗は旗竿の上に旄の尾を附け、之に析きた
る鳥羽を附けし旗をいひ、旗は熊虎を書きし旗をいふ。

〔壘射〕 城壁を掌る官。周禮、鄭玄註云、「軍壁曰壘。」

〔長人巨無霸〕 長人とは丈の高き人。巨は姓、無霸は名なり。後漢書註云、「長一丈、大十圍、自謂巨無霸。」輜車不能載、三馬不能勝、臥則枕鼓、以鐵箸食。

〔旌旗〕 はた。旌は旗竿の上に旄の尾を附け、之に析きたる鳥羽を附けし旗をいひ、旗は熊虎を書きし旗をいふ。

何れも大將の立つるものなり。周禮、「析羽爲旌、熊虎」

要旨

光武、鄧禹の補佐によりて王業に邁進せしことを述べた
り。

釋義

〔延攬〕エシ 人を引寄せてその心を收攬す。攬は擣に同じ。
擣は、說文、「撮持也」。

〔更始殺レ縞〕 後漢書卷四十四、齊武王縞傳、「伯升部將
宗人劉稷、勇冠三軍。時將兵擊魯陽。聞更始立怒曰、
本起兵圖大事者伯升兄弟也。今更始何爲者邪。更始
君臣聞而心忌之、以稷爲抗威將軍。稷不肯拜。更始
乃與諸將陳兵數千人、先收稷將、誅之。伯升固爭、李
軾朱鮪因勸更始并執伯升、即日害之。」

〔枕席有涕泣處〕 夜中人知れず悲しみ泣くをいふ。

〔更始懃〕 秀、謙讓功に誇らず、怨恨することなく、公義
を行ふを以て、更始自ら慚ぢしなり。

〔大司馬〕 軍旅の事を掌る。秦官の太尉、武帝改めて大
司馬といふ。大司徒・大司空と共に三公に列す。

〔不足レ定〕 定むるまでもなし。容易なるをいふ。

〔中〕 幕府の中。

〔廣阿〕 今の河北省隆平縣の東に在り。

〔輿地圖〕チヲ 地圖。輿地は地なり。史記、三王世家、「御
史奏輿地圖」。索隱云、「謂地爲輿者、天地有覆載之
德。故謂天爲蓋、謂地爲輿。地圖稱輿地圖、疑自古
有此、必非始漢也。」

(四) 即皇帝位

要旨

光武帝諸賊を伐ち、遂に衆望を容れて帝位に即きしこと
を述べたり。

釋義

〔蕭王〕 蕭は沛郡の蕭縣、即ち今の江蘇省蕭縣なり。

〔銅馬〕 賊名。後漢書、光武帝紀、「銅馬・大形・高湖・重
連・鐵脛・大槍・尤來・上江・青犧・五校・檀鄉・五幡・五樓・富

〔河北〕 黄河の北。

〔鄧禹〕 後漢南陽新野の人。字は仲華。幼にして遊學し、
光武と相親しむ。後、光武に獻策し、遂に大司徒になり、
高密侯に封ぜらる。明帝の時、太傅となり、永平の初段
す。元侯と謚す。

〔杖策〕ツサクヲ 策は杖策なり。

〔鄴〕ゲ 今河南省臨漳縣に在り。

〔專封拜〕 侯を封じ官を任する權を専らにす。

〔寧〕アニ 峴なり。
〔明公〕 有名なる者に對する尊稱。後漢書、「孫堅謂張溫」
曰、明公親帥王師、威振天下。」

〔效其尺寸〕イソノセキスンヲ 我が尺寸の功を捧ぐ。尺寸は小
なるをいふ。效は致なり。

〔垂於竹帛〕 歴史に遺す。竹は簡、帛は織素に書せり。

〔任〕ダフ 任は、說文、「保也」。史記、白起王翦傳、「病不任
行」。正義云、「堪也」。魯語、「不能任重」。註云、「勝也」。

〔高祖〕 前漢の高祖。

平・獲索等、各領部曲、衆合數百萬、所在寇掠。……秋
光武擊銅馬於鄼。」鄼は今の河北省東鹿縣に在り。諸賊
の名號は、或は山川土地を以て名となし、或は軍容彌盛
を以て號となせり。

〔勅〕イマシム 勅は敕なり。敕は、說文、「誠也」。

〔勒兵〕 兵を整ふ。勒は敕に通す。小爾雅、廣言、「敕、
正也」。東京賦、「亭侯脩敕」。註云、「整也」。

〔輕騎〕 武裝せざる馬。

〔案行〕 しらべ歩く。淮南子、時則訓、「案程度」。註云、
「視也」。

〔推赤心置人腹中〕 誠心を以て人に接するをい
ふ。心は赤し。故に赤心といふ。即ちまごころの謂なり。

〔效〕イタス 致なり。文公八年左傳註云、「效猶致也」。

〔河内〕カ 郡名。今の河南省河内縣の大部分なり。單に
地名とする時は、河東・河北を河内といひ、河南を河外
といふ。

〔尤來・大槍〕 何れも賊名なり。

〔中山〕 今の河北省津海縣西部の地なり。

〔南平棘〕 今の河北省趙縣に在り。

〔耿純〕^{カウジン} 後漢鉅鹿の人。字は伯山。銅馬を破り、のち東郡の太守となる。

〔土壤〕 郷里をいふ。說文、「壤、柔土也。」周禮註云、「壤亦土也。以三萬物自生。」言則言土。土猶吐也。以人所耕而樹藝言、則言壤。

〔矢石之間〕 戰場をいふ。石は弩の石なり。史記、晉世家、「矢石之難、汗馬之勞。」

〔攀龍鱗云云〕 天子を龍や鳳に喩へ、天子につきて功をなすをいふ。

〔留時〕 時機既に至れるも之に應ぜざるをいふ。

〔馮異〕^{イワ} 後漢父城の人。字は公孫。讀書を好み、左氏春秋・孫子兵法に通ず。漢末王莽の爲に漢を拒ぎしがのち光武に屬し、主簿となり、孟津將軍となり、陽夏侯に封せらる。

〔鄗〕^{カウ} 今河北省柏鄉縣に在り。

〔建武〕 西暦二五一年。

(五) 以柔道治天下

要旨

光武帝が天下を治むるに直柔の道を以てせしことを述べたり。

釋義

〔總攬〕^{ツクシ} 政權の大綱を總べ攬る。

〔置酒〕 さかもりを開く。

〔宗室〕 君主の一族。後漢書、鄧皇后紀「錄功臣、睦宗室。」

〔諸母〕 伯母（父の兄の妻）・叔母（父の弟の妻）

〔文叔〕 光武の字。

〔不款曲〕^{ズケンキョクセ} 委曲を盡くさず、打解けて話をせざるをいふ。款は、說文、「意有所欲也。」

〔直柔〕 正直にして溫柔なるをいふ。

〔警急〕 急に起りし變事をいふ。高士傳、「雖有警急、與人不語。」

〔軍旅〕 いくさ。周の兵制にては、一萬二千五百人を軍といひ、五百人を旅といふ。論語、衛靈公篇、「軍旅之事

章に、「弱之勝、強、柔之勝、剛。」とあり。

〔玉門關〕 今甘肃省敦煌縣の西百五十里、陽關の西北に在り。

〔以列侯就第〕 諸侯に封じてその居宅に安居せしむ就第とは官を辭して私邸に歸るをいふ。

〔以吏事責三公〕 三公をして吏職の責に任せしむるをいふ。三公とは、東漢にては太尉・司徒・司空をいふ。

光武二十七年、大司馬を改めて太尉とし、大司徒・大司馬の大を除けり。

〔柔能制剛、弱能勝強〕 この句は三略にあり。また「伊吾」^{イワ} 伊吾慮の略。今的新疆省哈密縣にあたる。

(六) 文物粲然可述

〔黄石公包桑書〕 黃石公は張良が下邳にて見えし老人。

包桑書は恐らくはその時に張良が授けられし書ならん。包は苞に通す。包桑とは、易の否卦に、「其亡其亡、繫于苞桑。」とあり。根本の固きをいふ。依りて或は篇に名づけしならん。

〔柔能制剛、弱能勝強〕 この句は三略にあり。また老子三十六章に、「老子曰、柔弱勝剛強。」とあり、七十八

〔文物〕 禮樂典章をいふ。李白詩、「朝野盛文物、衣冠何翕

光武帝文治に志あり。その文物粲然として見るべきものありしことを述べたり。

釋義

絶。

〔粲然〕ゼン 明らかなる貌。荀子、非相篇、「欲觀聖王之跡、則於其粲然者。」註云、「明白之貌。」

〔濟〕カス 成なり。爾雅、釋言、「濟、成也。」

〔首〕ハシメ 始なり。爾雅、釋詁、「首、始也。」

〔稽式〕 かんがへのつとる。稽は考、式は法なり。なほ稽式には、古より今に至るまで變らぬ規則即ち不二の法式の義あり。老子六十五章、「知此兩者亦稽式也。」此の場合には稽は同の義なり。

〔明堂〕 王者の政をなす所をいふ。阮元曰、「明堂者天子宮室之初名、其後宮室之制既備、而禮不忘本、別於近郊東南建之、以存其舊而已。」據禮明堂位篇之說、則爲壇於廣場中、設斧辰爲天子之位、外建四門。周初朝諸侯於明堂、其制如是。據月令篇之說、則中建太室、四方建青陽明堂總章玄堂各三室。明堂專指「南面之堂」而言、謂其闕達向明天子夏則居之中一室爲太廟、兩旁則謂之左右介是也。據考工記之說、則明堂平列五室。即古寢廟之制。據大戴禮之說、謂明堂九室三十六戶七十二牖、

〔靈臺〕 天文を觀測する所をいふ。詩經、大雅、有靈篇、鄭玄箋云、「天子有靈臺者所以觀祲象察氣之妖祥也。」

〔辟雍〕ヘウ 天子の學宮にして、四面に水を環らす。白虎通、「辟者壁也、象壁圓。又以法天於雍水側、象教化流行也。」

〔昃〕カタムク 普ソク。日の西に傾くをいふ。

〔引公卿郎將〕 三公九卿文官武將を引見す。

〔經理〕 經書の義理。

〔夜分〕 夜半。禮記、月令、「死生分。」註云、「猶半也。」

〔禹湯〕 夏の禹王と殷の湯王。

〔黃老〕 黃帝と老子。黃帝、姓は公孫。軒轅の丘に生る。故に軒轅氏といふ。また有熊に國す。故に有熊氏ともいふ。古の帝王、神農に次いで天子となる。後世道家の祖となす。

〔養性之道〕 黃老の道は、自然に従ひ性をやぶらず、以て天壽を全うすべきを説く。

五六 書洛陽名園記後

李 格 非

て歿す。年六十四。(西暦三五一一元九)

作者

目的

東漢の都洛陽の歴史的價値を知らしめんと欲す。

要旨

洛陽名園記を作れる所以を述べたり。

段落

第一段 (天下治亂之候也まで) 天下の治亂と洛陽の盛衰との關係を述べ。

第二段 (洛陽盛衰之候也まで) 洛陽の盛衰と園囿の興廢との關係を述べ。

第三段 (終まで) 以上二段を總括して感慨を述べ。

釋義

〔洛陽名園記〕 一卷。李格非の著。富弼以下凡そ十九人の有せる洛陽の園囿を記す。

〔洛陽處天下之中〕 第十三課(一)参照。

〔殺・罿〕 バクウ 何れも山の名。殺は崤に同じ。崤山は今の河南省洛寧縣の北に在り。罿は晋晉。

〔秦・隴〕 ロン 秦は漢中の地、今の陝西省に在り。隴は隴西、今の甘肃省に在り。

〔襟喉〕 コキン 要地に喻ふ。襟は、說文、「交衽也」。爾雅、孫炎註云、「襟、交領也」。これ則ち襟は交領、故に喉と並言し、以て要地に喻ふるなり。

〔走集〕 壁壘なり。昭公二十三年左傳、「修其土田、險其走集、親其民人」。杜註云、「走集、邊境之壘壁」。壁壘をいひて走集となすは、走りて之を集守するを以てなり。

〔候〕 北候なり。

〔貞觀〕 チヤウ 唐の第二代の天子太宗の年號。(西暦六一七—六四九)

〔開元〕 唐の第七代の天子玄宗の年號。(西暦七一七—七四四)

〔廣雅、釋言、「燒也」。〕

〔灰爐〕 ランワイ はひともえさし。全くほろぶるをいふ。

〔園囿〕 園は果樹を植うる所、囿は禽獸を飼ふ所。孟子、滕文公篇、「園囿汙池沛澤多而禽獸至」。

〔徒然〕 ゼン 漫然に同じ。

〔放〕 ホシイママ 肆に同じ。僖公二十八年公羊傳、「使入兄弟相疑、放乎殺母弟者、文公爲之也」。

〔治忽〕 チツ 治亂に同じ。書經、益稷、「予欲下聞六律五聲八音、在治忽以出納五言」。史記引いて忽を滑に作る。滑は、小爾雅、「亂也」。

〔貴戚〕 人君等の親類。孟子、萬章下篇、「有貴戚之卿」。

〔開館列第〕 高館を開き邸第を列す。

〔東都〕 洛陽を指す。第十三課(一)参照。

〔亂離〕 世が亂れて離れぐくなる。

〔五季之酷〕 五代の酷烈なる戰禍。五季とは五代の季世をいふ。即ち後梁二主十七年、後唐四主十四年、後晉二主十一年、後漢二主四年、後周三主十年これなり。

〔池塘〕 いけやつみ。廣雅、釋地、「塘、池也」。

〔蹂躪〕 シカウ ふみにじる。說文、「𠂇、獸足蹂地也」。篆文、從「足柔聲」。廣雅、釋詁、「履也」。蹠は、普シユク、慣用普シウ。說文、「蹠也」。孟子、「蹠爾而與之」。趙岐註云、「蹠、蹠(踏に同じ)也」。

〔丘墟〕 墟は、禮記、檀弓註云、「毀滅無後之地」。また墟を「をか」と訓するも可なり。墟は虛なり。虛は、說文、「大丘也」。

〔大榭〕 シヤイ 大なるうてな。榭は說文に櫟に作る。櫟は臺の屋あるものなり。

〔焚燎〕 フン やく。燎は、說文、「燒田也」。(一切經音義所引)

五七 古訓三則

引用書

〔論語〕第十七課参照。

釋義

〔齊・戰・疾〕 齊は齋と通す。將に祭らんとして齋戒するなり。釋文、「本或作齋」。齊に關しては、論語、鄉黨篇、

「齊必有明衣」布、齊必變食、居必遷坐。戰に關しては、論語、述而篇、「子路曰、子行三軍則誰與。子曰、暴虎馴河、死而無悔者、吾不與也。必也臨事而懼、好謀而成者也。疾に關しては、論語、鄉黨篇、「康子饋藥。拜而受之、曰、丘未達不敢嘗。」などの文あり。

〔君子・小人〕 位を以ていふ。即ち君子とは在位の人を指し、小人とは在下者を指す。

〔義〕 誠なり。事物を裁制して宜しきに合せしむるをい

五八 伏波將軍

十 八 史 略

引用書

〔十八史略〕第六課参照。

目的

光武帝の文治の功、武人なほ諱勅を尙ぶに至りしことを知らしめんと欲す。

要旨

馬援の武人としての面目並びに其の兄の子を戒めしことを述べたり。

釋義

〔伏波將軍〕前漢の武帝の時置かれし武官の稱。後漢の建武十七年馬援これに任せられたり。

ふ。仁義の義は誠を以て正字とす。誠は、說文、「人所宜也」。宜は、說文、「所安也」。義は、說文、「己之威儀也」。これは誠の意を借りて義に用ふ。

〔有言〕 言は善言なり。

〔有言者不必有德〕 善言ありと雖も、中には便佞口給なるものあるをいふ。

〔嬰鑑〕ワワク 老人の軽健なる貌、また武勇の貌。

〔壺頭〕 山名。今の湖南省沅陵縣の東に在り。

〔卒軍中〕 二十五年(西暦四九)賊壺頭の險に乗じて降らず。加ふるに會暑氣はげしく、士卒多く疫死す。援も亦遂に病にかかりて歿す。

〔兄子〕 援に三兄あり。況余員といふ。こゝの兄の子とは、余の子の馬嚴・馬敦の二人を指す。

〔汝曹〕ナシダ お前達。史記、平準書、「分曹循行郡國。」註云、「曹、輩也。」

〔如レ聞ニ父母之名〕 支那の禮にて、子は父母の名を呼ばず。故に父母の名は聞くべきも言ふべからずといふ。人の過失を聞くこと此の如くなれば、よく災を免るゝをいふ。

〔龍伯高〕 京兆(今の陝西省にあり)の人。名は述、字は伯高。光武の時、山都の長となる。光武、馬援のこの書を見て、擢て零陵の太守とせり。

〔敦厚周慎〕 薄からず疎かならざるをいふ。

〔效〕ナラフ 學ぶなり。

〔杜季良〕 京兆の人。名は保、字は季良。光武の時越騎校尉たりしが、馬援のこの書の事を反對派の者が上書せるを以て罷めらる。

〔謹勅〕 つゝしみ深きをいふ。勅は筋に同じ。

〔刻鵠不レ成云云〕 大小は異なるも、形の彷彿せるをいふ。依りて謹勅の人を學びて及ばずとも、なほ善人となるに喻ふ。

〔鷺〕 音ボク。あひる。

〔畫虎不レ成云云〕 その絶えて類せざるをいふ。即ち豪傑の風に倣ひ却りて輕薄子となるに喻ふ。

五九 清白吏

引用書

〔蒙求〕 一二卷。經史中より事實の相類するものを採り、兩相比し、四字句の韻語となし、以て童蒙の教科書となしたるものにして、一の歴史教訓歌なり。蒙求の名は、易、蒙卦の、童蒙求我に取れり。宋に至りて、徐子光これが註を作り、事蹟を記入せり。

蒙求の作者に就きては定説なし。或は晉の李済(西漢全書提要)とし、或は唐の李翰(晁公武)とす。また桂湖村氏一説を立てて唐の李翰と同時の別の李翰とす。

目的

光武帝の教化の功一世を風靡して官吏の清廉なりし一例を知らしめんと欲す。

(一) 五倫十起

蒙 求

要旨

五倫が清廉の官吏なりしことを述べたり。
題名の五倫十起は蒙求の正文にして、本文の後漢の第五倫云云はその註文なり。

釋義

〔京兆〕ケイ 京師といふが如し。長安及び其の附近の地。漢これを置く。漢の三輔の一たり。今の陝西省長安より東華縣に至る地をいふ。

〔長陵〕 漢の縣名。今の陝西省咸陽縣の東に在り。漢の高祖の長陵こゝにあり。

〔督鑄錢據〕 貨幣鑄造の副官。據は佐貳の官の通稱。

〔銓衡〕カウン はかり。銓は、說文、「衡也」。また、人物の才能身分を調査する意に用ひらる。

〔斗斛〕コトク ます。斛は十斗なり。

〔阿枉〕ワウ おもねりまぐ。即ち不正をいふ。

〔永平〕後漢の第二代の天子明帝の年號。(西暦五—七)

〔會稽〕郡名。今の江蘇省の東部と浙江省の西部を含む。

〔蜀郡〕今の四川省に在り。

〔太守〕郡の長官。秦官の郡守、秩二千石。前漢の景帝改めて太守となす。

〔肅宗〕章帝をいふ。後漢の第三代の天子。名は熾。明帝の子。在位十三年。(西暦七一八)

〔司空〕漢の三公の一。水土の事を掌る。馬融曰、「掌營城郭主司空以居民」。

〔依違〕一心を抱きて決せざるをいふ。依は、寄りつく。違は、離れ去る。漢書、谷永傳、「展意無所依違。」

〔質慤〕シツ 質實なるをいふ。慤は、說文、「謹也」。淮南子、主術訓、「其民樸重端慤」。註云、「誠也」。

〔貞白〕正しくて潔白。書經、禹貢、「厥賦貞」。傳云、「正也」。

〔每三公云云〕官吏に缺員あり。三公これがために選舉するところある毎に、この人を忘るゝ能はず、推薦した

しと思ふ。

〔竟夕〕よもすがら。竟は終なり。夕は夜なり。

(二) 楊震四知

楊震の官吏としての清白を述べたり。

釋義

〔四知〕天知・地知・我知・子知をいふ。

〔楊震〕弘農華陰(今の陝西省に在り)の人。字は伯起。少き時より學を好み、明經博覽、諸儒稱して關西の孔子となす。五十歳にして茂才に擧げられ、東萊の太守となり、後、涿郡の太守に轉じ、延光の初(安帝末年の年號)太尉となる。時に乳母王聖及び中常侍樊豐等を戒めしが、却りて諸に逢ひ、本郡に遣歸さる。行きて城西の夕陽亭に至り、酔を飲みて歿す。年七十餘。

〔茂才〕ザイ 官吏登用試験の科目の名。前漢には秀才とい

ひ、後漢には光武帝の名を避けて茂才をいふ。

〔荊州〕今の湖南省・湖北省地方。中國古今地名大辭典、「後漢荊州刺史治漢壽」。故城在今湖南省常德縣東四十里。初平中劉表爲荊州刺史、徙治襄陽。今湖北襄陽縣治。

〔刺史〕シシ 漢の武帝、部刺史を置き郡國を督察す。顧炎武曰、「漢之刺史、猶後世之巡按御史。魏晉以來之刺史、猶後世之總督巡撫。隋唐以來之刺史、猶後世之知府及直隸州知州也。」

〔東萊〕郡名。今の山東省に在り。掖を治む。(今の掖縣)〔之〕ニク 往なり。

〔昌邑〕後漢、兗州刺史これを治む。故城は今の山東省金鄉縣の西北に在り。

〔王密〕人名。

〔故人〕舊友舊知。震自らを指す。

〔私謁〕私宅訪問。漢書、申屠嘉傳、「嘉爲人廉直、門不受私謁。」

六〇 黨錮之禍

目的

後漢に名節の士多きことを知らしめんと欲す。

(一) 黨議起

十八史略

〔十八史略〕第六課參照。

引用書

〔十八史略〕

〔黨議復起〕

後漢書、黨錮列傳、「初桓帝爲三蟲吾侯受學於甘陵周福」及「即帝位擢福爲尚書時同郡河南尹房植有名當朝。鄉人爲之謠曰、天下規矩房伯武、因師獲印周仲進。二家賓客互相譏搆、遂各樹朋徒、漸成尤隙。山是甘陵有三南北部。黨人之議自此始矣。」

要旨

後漢末に至り、朝政亂れ、黨人の議起り、遂に黨錮の禍を生ぜしことを述べたり。

釋義

〔黨錮之禍〕 桓帝の時と靈帝の時の黨人の事件をいふ。

〔賈彪〕 カヒウ 領川定陵（今の河南省に在り）の人。字は偉節。

桓帝の時新息の長となる。のち黨を以て禁錮され家に歿す。

〔陳蕃〕 平輿（今の河南省汝南縣の東南に在り）の人。字は仲舉。

〔李膺〕 城陽（今の山東省莘縣）の人。字は元禮。

〔更〕 タガヒニ 互なり。更は更の俗字。漢書、食貨志、「月爲更卒。」註云、「互也。」

〔模楷〕 模範法式となるものをいふ。楷は、法なり、式なり。禮記、儒行、「今世行之、後世以爲楷。」

〔強樂〕 強惡にして善を樂ぐものをいふ。詩、烝民篇註云、「不畏懼強梁樂善之人也。」莊公十二年公羊傳、「仇牧可謂不畏強樂矣。」註云、「樂、禁也。」

〔以之臧否相尙〕 人を褒貶することを互に得意がる。人の善を言ふを臧といひ、人の悪を言ふを否といひ。

〔誹訕〕 ゼン そしる。訕は、說文、「誘也。」

〔策免之〕 詔して之を免す。陳蕃時に太尉たり。

〔西行〕 賈彪は洛川（河南省）の人なれば、洛陽に行くを

〔黨議〕 妄りに朋黨を結びて反抗するものと見なされて罪を議せらるゝをいふ。

〔桓帝〕 後漢の第十代の天子。肅宗の曾孫。名は志。在位二十一年。（西暦二零一—二二〇）頭註の十一は十の誤なり。

〔黨議復起〕 後漢書、黨錮列傳、「初桓帝爲三蟲吾侯受學於甘陵周福」及「即帝位擢福爲尚書時同郡河南尹房植有名當朝。鄉人爲之謠曰、天下規矩房伯武、因師獲印周仲進。二家賓客互相譏搆、遂各樹朋徒、漸成尤隙。山是甘陵有三南北部。黨人之議自此始矣。」

〔諸生〕 學生。史記、叔孫通傳、「臣願徵魯諸生與臣弟子、共起朝儀。」

〔郭泰〕 界休（今の山西省に在り。界休は介休に同じ）の人。字は林宗。墳典に通じ、居家教授し、弟子數千人に至る。嘗て洛に遊び、李膺と友となる。また嘗て有道に擧げられしも就かず。善く海内の人士を品題せしが、危言穢論をなさず。故に黨錮の禍起りても泰獨り免る。

〔歟^レ血^{スル}〕 盟をする時用ひらる。歟は、音サフ。說文、

〔歎也〕 段玉裁註云、「歎者歎也。凡盟者歎^レ血^{スル}」。

〔御^ニ前殿〕 前殿に出御す。

〔詔板〕 詔書。木簡もて之を作る。其の長さ尺一。依りて

尺一ともいふ。漢書、齊武傳、「召^ニ尚書官屬、使^レ作^レ詔板。」

〔黃門令〕 黃門署の長官。黃門とは官署の稱。黃門の内に給事するにより名づく。黃門とは宮門なり。後漢の時

宦者多く之に任せらる。依りてまた宦者を黃門と稱す。

〔收^{トラフ}〕 說文、「捕也」。

(二) 李膺考死

資治通鑑

引用書

〔資治通鑑〕 二百九十四卷。宋代の司馬光等の撰。

周より五代後周に至るまでの編年體の歴史。この書、始め通志といひしが、宋の神宗更にして資治通鑑といふ。蓋しその治道に資あり、且歴代を通じて鑑の如く明らかなるの意なり。

李膺の高節を持して考死せしことを述べたり。

釋義

〔考死〕 拷問されて殺さるゝをいふ。考は拷なり。

〔廢銅〕 終身仕途の路を塞ぐをいふ。漢書、息夫躬傳、「躬同族親屬、素所厚者、皆免^レ廢銅。」李膺の廢銅せられしは桓帝の延熹九年(西暦二〇〇)なり。

〔希^{キガフ}〕冀なり、望なり。後漢書、黨綱列傳註、「望也。」

〔膺等復廢銅〕 灵帝の建寧二年(西暦二〇〇)李膺はこの年に歿せり。

(三) 范滂詣獄

資治通鑑

引用書

〔表免歸〕 辭表を提出して歸るをいふ。表は章奏の類、君主または官府に奉る書なり。

(三) 范滂詣獄

資治通鑑

引用書

〔資治通鑑〕 前節参照。

要旨

范滂の清節自ら獄に至りしことを述べたり。

〔范滂〕 征羌の人。字は孟博。幼き時より清節を以て州里の服する所となる。一時官途に就きしも、鉤黨に坐して獄に下さる。赦されて郷里に歸りしも、建寧中大いに黨人を誅せる時、捕へられて歿す。

〔荀安〕 一時の安を貪るをいふ。後漢書、西羌傳、「朝議憚^ニ兵力之損、情存^ニ荀安。」

〔黨人〕 朋黨。前節の鉤黨者に同じ。

〔汝南・征羌〕 共に今河南省に在り。汝南は郡名。征羌は、後漢書、來歎傳註云、「征羌故城在今豫州郾城縣」。

〔督郵〕 トウヨウ 官名。郡守の佐吏たり。屬縣の憲尤を督察することを掌る。郵は尤の借字。謝承後漢書、「許慶家貧、爲郡督郵、乘牛車。鄉里號曰『輶車督郵』」。

〔傳舍〕 驛舍なり。漢書、「富貴無常、忽則易人、此如傳舍閱人多矣」。

〔縣令〕 縣の長官。今は長官。秦、縣の長を置き合となす。後世因りて知縣事を稱して縣令・大令といふ。

〔流離〕 居所を失ひて諸處にさまよふ。白居易詩、「骨肉流離道路中」。流離には、なほ次の三意あり。(一)陸離。揚雄賦、「曳紅采之流離兮」。(二)梟の別名。詩經、旄丘、瑣兮尾兮、流離之子。(三)琉璃。漢書、西域傳、罽賓國出珠璣珊瑚・虎魄・璧・流離。

〔訣〕 ケツ

通俗文に死者と辭するを訣といふ。切韻、「別也」。字略、「絶之也」。

〔白〕 マウス 申なり。後漢書、鍾皓傳、「鍾瑾常以李膺言白」。

〔仲博〕

滂の弟の字。

〔龍舒君〕 滂の父龍舒侯たり。

〔黃泉〕 冥土。隱公元年左傳、「誓之曰、不及黃泉無相見也」。黃泉とは元來地下の泉をいふ。孟子、滕文公下篇、「夫虧上食槁壤、下飲黃泉」。

〔惟大人云云〕 どうか母上は絶えきれぬ恩愛の子供即ち私を亡くして悲しんでくれるな。大人は子が父或は母を呼ぶ稱、また一般に尊長を呼ぶ稱。こゝは母を指す。

〔李杜〕 李膺と杜審。

〔壽考〕 カク ながいき、高年。壽は、說文、「久也」。考は、說文、「老也」。

〔吾欲使汝云云〕 假に私が汝に惡をなさしめんと考へた所で、人間として惡はなすことが出來ぬ。

〔使汝爲善云云〕 汝をして善をなさしめんとし、善をすれば善き結果が得られると教へたきも、事實私は惡をせずとも斯くの如き悲惨なる運命に到れり。

六一 論東漢教化

資治通鑑

引用書

〔資治通鑑〕 第六十課(二)参照。

目的

教化の重んすべきことを知らしめんと欲す。

釋義

第三段 (光武・明・章之遺化也まで) 和帝以後朝政亂ると雖も前代の遺化によりて風俗の美の衰へざりしを述ぶ。

第四段 (終まで) 漢の末世と雖もなほ教化の餘光ありしことを述べ、以て教化の慢るべからざるを述ぶ。

要旨

東漢の教化を論じ、教化の慢るべからざることを述べたり。

段落

第一段 (收功之速也まで) 教化の急務たることを述べ、立論の旨となす。

第二段 (東漢之盛者也まで) 光武・孝明・孝章の三帝が意を教化に用ひしことを述べ。

〔光〕 姓は司馬、字は君實。宋代の政治家且學者。資治通鑑の撰者。(西暦二九一—二六〇)

〔慥〕 オコタヌ 說文、「愽也」。

〔糜沸〕 ビ 粥が煮立ちて米粒の上へ下へと混亂する様を英雄が羣起して争ふに喻ふ。漢書、揚雄傳、「豪俊糜沸雲擾、羣黎爲之不康」。糜は、釋名、「煮米使糜爛也」。說文、「黃帝初教作糜」。

〔紹恢〕 セウイ 前の事業を繼ぎて更に之を大いにするをいふ。恢は、說文、「大也」。

〔日不暇給〕 日々忙しくして時間の足らざるをいふ。

給は足なり。說文、「相足也」。

〔敦尚〕^{トシヤウ} あつくてとぶ。敦は厚なり。五經文字、

「敦、厚也」。易、臨卦、「敦臨吉」。疏云、「厚也」。

〔經術〕 經學・儒學。漢書、宣帝紀、「故掖庭令張賈、輔導

朕躬、脩文學經術」。

〔賓延〕^{ビン} 賀待に同じ。客分として引入れもてなす。

〔儒雅〕^{ガフユ} 儒は儒者。雅は正、徳の正しき人。古文尚書、

孔安國序、「旁求儒雅、以闡大猷」。

〔孝明〕 明帝をいふ。後漢の第二代の天子。名は莊。光武の子。在位十八年。(西暦五—七)

〔孝章〕 章帝をいふ。後漢の第三代の天子。名は炟。明帝の子。在位十三年。(西暦六一—八)

〔通追〕^{ワツ} 父祖の業を承けつぎて之を修む。書經、康誥、

「祇通乃文考」。註云、「紹述也」。

〔雍〕^{ヨウ} 辟雍。天子の學校なり。

〔橫經〕 經書を讀む意。北齊書、儒林傳、「橫經受業之侶、遍於鄉邑、負笈從官之徒、不遠千里」。

を得るものをおいふ。

〔賞罰無レ章〕 賞罰に一定の規則なし。

〔渾殺〕^{カウ} いりまじる。渾は、說文、「混流聲」。殺は、說

文、「相雜錯也」。

〔縣縣〕^{パン} 打續きて絶えざる貌。詩經、王風、葛藟、「蘋藪

葛藟，在河之濱」。毛傳云、「長不絕也」。

〔袁安〕 汝陽(今の河南省に在り)の人。字は邵公。孝廉に

擧げられ、楚郡の太守、河南の尹を經、太僕に遷り、司

徒に進む。和帝の時、竇太后の兄憲、穉を擅にす。安、竇

憲と屢々相難折し、正を守りて移らず、常に國家を言ひ噫

鳴流涕す。

〔李固〕 南鄭(今の陝西省に在り)の人。字は子堅。順帝に仕

へ、朝廷を肅正し、沖帝立つに及び太尉となり、沖帝崩

上質帝弑に遇ふに及び、杜喬と共に清河王蒜を立てんと

せても、梁冀は桓帝を立て、問を諭ひて獄に下し、遂に

之を害す。

〔杜喬〕 林慮(今の河南省に在り)の人。字は叔榮。順帝の

時大司農となり、梁冀の子弟等功なくして封ぜられしを

〔虎賁〕^{ホン} 勇士の稱、猛虎の奔るが如きをいふ。賁は奔

なり。漢書、百官表、衛士「衛士旅賁」。註云、「言爲奔走

之任也」。孟子、盡心下篇、「武王之伐殷也、革車三百兩、

虎賁三千人」。

〔孝經〕 一卷。編者不明。孔子が曾子のために孝道を述

べし言を錄せる書。元來鄭玄註今文孝經と孔安國註古文

孝經とありしが、唐の玄宗今文を主とし御註孝經を作る

に及び、御註本多く行はれ、鄭註は亡佚せしも、古文孝

經は幸に我が國に存せり。

〔取重於搢紳〕 在廷の公卿大夫に重んぜらる。

〔愚鄙汙穢〕^{コハヒ} 匹夫をいふ。

〔三代〕 夏・殷・周。

〔孝和〕 和帝をいふ。後漢の第四代の天子。名は啓。章帝の子。在位十七年。(西暦八九—一〇五)

〔貴戚擅權〕 竇憲・鄧隱・梁冀・何進・董卓等、皆外戚を以て權を擅にす。

〔嬖侍用事〕 鄭衆・孫程・單超・侯覽・曹節・王甫等、皆宦官を以て事を用ふ。嬖侍は嬖人、即ち賤にして君王の寵

〔用〕^{ヨウテ} 由に同じ。附説参照。

〔符融〕 漯儀(今の河南省に在り)の人。字は偉明。太學に遊び李膺に師事す。膺、融を見れば他の賓客を絶ち其の論を聽く。公府連りに辟せしも應ぜず。壽を以て歿す。

〔許邵〕 平輿(今の河南省に在り)の人。字は子將。少き時より名節を以て名あり。好んで鄉黨の人物を評論す。魏の曹操未だ微なる時、その品評を求めしが答へず。曹操の脅迫により、止むを得ず「君は清平の姦賊、亂世の英雄」と答へしを以て、曹操大いに喜べりといふ。

〔私論〕 在野の者の議論。胡三省音註云、「私論謂其不得預議于朝、而私立論於下、以矯朝議之失也」。

〔觸冒〕 をかす。觸は、說文、「牴也」。冒は犯なり。吳都賦、「冒、霜停雪」。註云、「犯也」。

〔僵仆〕^{カウナウ} たふる。僵は仆なり。戰國策、「頭顱僵仆、相

望於境

〔隨^レ踵〕^{キビスニ} 次から次の意。戰國策、齊策、「淳于髡一日而見七人於宣王」。王曰、「子來。寡人聞之。千里而一士。是比肩而立。百世而一聖。若隨^レ踵而至。今子一朝而見七士。則士不亦衆乎。」

〔視^レ死如^レ歸〕 從容として死を樂むこと家に歸るが如きをいふ。韓非子、「三軍既成。陳使士視^レ死若^レ歸。」

〔特〕^{ダダ} 第四十七課附説参照。

〔祚〕^ツ 位なり。

〔陵夷〕^{リヨウ} 盛なりしものが次第に衰ふ。丘陵の漸く平かなるが如きに喻ふ。漢書、成帝紀、「帝王之道、日以陵夷。」

〔頽敝〕^{タイ} 衰頽罷敝。

〔桓・靈〕 桓帝と靈帝。

〔姦回〕 よこしま。詩經、小旻、「謀猶回遹。毛傳云、「回、邪也。」宣公三年左傳、「王孫滿曰、德之休明、雖、小重也。其姦回昏亂、雖、大輕也。」

〔殄滅〕^{タツメン} のこらず滅す。殄は、説文、「盡也。」一曰、「絕也。」

〔何進召^レ戎云云〕 何進、袁紹と謀り宦官を誅せんとし、

四方の猛將を招く。謀漏れて、進、殺さる。紹、兵を勅し、諸宦官を捕へて皆之を殺す。董卓廬に乗じて京師に入り、天子の廢立を謀る。紹諸將と卓を討つ。是より天下大いに亂る。戎は、説文、「兵也。」こゝは兵士をいふ。や太傅となる。後、中官を誅せんと謀つて害せらる。〔董卓〕 臨洮（今の甘肃省に在り）の人。字は遂高。靈帝の朝、女弟が皇后たるの故を以て侍中となり、大將軍に遷り賊黨の奸を發けるを以て憤慨に封ぜられ、何太后朝に臨む等兵を起して卓を伐つ。卓、帝を擁して長安に入り、自ら太師となり、凶暴甚だし。司徒王允密かに卓の將呂布を誘ひて之を殺す。

〔景〕^{キン} すき。桓公八年左傳、「鸞有景不可失也。」註云、「瑕隙也。」

〔袁紹〕 汝陽（今の河南省に在り）の人。字は本初。「何進召^レ戎云云」のこらず滅す。殄は、説文、「盡也。」一曰、「絕也。」

〔董卓〕 臨洮（今の甘肃省に在り）の人。字は仲穎。桓帝の末、六郡の良家の子たるを以て羽林郎となる。屢々戰功あり。靈帝の時前將軍となる。帝崩するや兵を將ゐて朝に入り、少帝を廢し、獻帝を立て、何太后を弑す。袁紹等兵を起して卓を伐つ。卓、帝を擁して長安に入り、自ら太師となり、凶暴甚だし。司徒王允密かに卓の將呂布を誘ひて之を殺す。

〔彊仇〕^{カウ} あら／＼しく強し。漢書、宣帝紀註云、「仇、強也。」

〔魏武〕 曹操。字は孟德。譙（今の安徽省に在り）の人。年二十にして孝廉に擧げられて郎となる。光和の末黃巾起るに及び騎都尉となり、潁川の賊を討つ。董卓帝を廢立するに及び、家財を散じ義兵を集めて卓を討つ。後更に袁紹、袁術を破り、自ら大將軍となり、丞相となり、魏王となる。自ら周の文王を以て比す。歿して武と諡す。黄初の初武帝と追尊す。（十四年三月）

〔烝民〕^{シヨウ} 多くの民。庶民に同じ。烝は、爾雅、釋詁、「衆也。」詩經、蕩、「天生烝民、其命匪謐。靡不有初。鮮克有終。鄭箋云、「烝、衆也。」

〔塗炭〕 水火のくるしみ。塗は泥、炭は火。書經、仲虺之誥、「有夏昏德民墮塗炭。」孔傳云、「夏桀昏亂不恤下民、下民之危險、若陷泥墮火無救之者。」

〔隕絕〕^{ゼイ} たゆ。隕は、説文、「以^レ高下也。」爾雅、釋詁、「墮也。」

〔吞噬〕^{ドイン} のみかむ。他國を兼併する義。唐書、秦宗權傳、「黃巢死、宗權、張甚有^レ吞噬四海之意。」

附説

「用」の用法

(一) 以 一切經音義引、蒼韻篇曰、「用、以也。」書經、臯陶謨、「候以明之、撻以記之、書用識哉。」

(二) 由 詩、君子陽陽、毛傳云、「由、用也。」禮記、禮運、「故謀用^レ是作、而兵由^レ此起。」

(三) 爲(何爲) 莊公六年穀梁傳、「何用弗受。」

六二 登極大禮勅語

目的

【經綸天業】皇祖皇宗の御事業を治めとくのふ。
今上陛下が教化に意を用ひさせ給へることを銘せしめん
と欲す。

要旨

御即位式に際し御經綸の程を述べさせ給ひしことを述べ
たり。

釋義

【登極】キョク 天子の位に登る、即ち即位なり。極とは北
辰なり。論語、爲政篇、「北辰居其所、而衆星共之」。轉じ
て天子の位をいふ。

【惟神之大道】ダイシノ かんながらの大道。皇道に同じ。

附説參照。

父。支那にては死せし祖父を祭る時の敬稱。禮記、曲禮、

「祭王父」(祖父の尊稱)曰、皇祖考、王母曰、皇祖妣、父曰、
皇考、母曰、皇妣。」

【鴻圖】コウ 大いなるはりごと。鴻猷に同じ。鴻は洪なり。
洪は、爾雅、釋詁、「大也」。

【立憲之遠猷】リツイケン 憲法を制定し給へる遠大なる御は
かりごと。猷は謀なり。

【曠世】 曠は空なり、たぐひなき意。晉書、郗超傳、「卓犖
不羈、有曠世之度」。

【皇考】 大正天皇を指し奉る。

【宏謨】カウ 大いなるはかりごと。袁宏文、「遂贊宏謨、匡
此霸道。」

【恢弘】 おしひろむ。恢は、說文、「大也」。
【寡薄】 德の少く薄きをいふ。

【翼戴】 主君をたすけいたゞく。昭公九年左傳、「翼戴天
子、而加之以共。註云、『翼、佐也』。」

【天職】 天子の職。民を治むるは天の命に由り君主の専
らにする所にあらず、故に天職といふ。荀子、「天職既立、

天功既成。」

【福祉】シラ さいはひ。祉は、說文、「福也」。

【弼成】セイフ たすけなす。弼は輔なり。書經、益稷、「輔成五
服」。孔傳云、「輔成之。」

【作述】 創作と續述。

【祖宗神靈之降鑒】 皇祖皇宗の御神靈(みたま)の御照覽
遊ばさるゝをいふ。

教授上の注意

(一) 此の詔勅は、今上陛下の御即位遊ばれし昭和三年十一
月十日、京都の皇宮たる紫宸殿の高御座より宣らせ給へ
る勅語なり。

(二) 聖旨の存する所を謹んで深察せしめられたし。
御即位の禮に關し適當なる解説を試みられたし。

(三) 國體の本義を明らかにし、生徒をしてその尊嚴を知ら
しめられたし。

(四) 此の詔勅は、今上陛下の御即位遊ばれし昭和三年十一
月十日、京都の皇宮たる紫宸殿の高御座より宣らせ給へ
る勅語なり。

惟神はまた隨神・神隨とも書かれ、倭訓にてカンナガラとす。惟神とは文法的にいへば神のまゝにの意なり。日本書紀に、惟神とは神道に隨ひて亦自ら神道あるをいふ也と註す。此の語は奈良時代によく用ひられしが、平安時代に入りてより以來用ひらること稀になりしが、江戸時代の中期に至り、國學者の神道的信念により復活し、明治維新前後に盛に用ひられたり。

文漢輯新
用校學業實
考備授教
〔冊五全〕

品賣非

昭和十四年六月五日印
昭和十四年六月十日發行

著作者

武内義雄

發行者

東京市小石川區小日向水道町八十四番地

株式會社 東京開成館

代表者 松本繁吉

印刷者

東京市京橋區銀座西二丁目三番地

高橋郁

刷印社会式株刷印協三

〔電話〕大塚(86)三一三一——三一三五
株式會社 東京開成館
〔振替貯金口座〕東京第五三二二番



終

終

